

日本EMDR学会認定「EMDR臨床家資格」遅延更新／回復申請書(B)

申請年月日: 20 年 月 日

1) 氏名: \_\_\_\_\_ 2) 所属: \_\_\_\_\_

3) 住所: 〒 \_\_\_\_\_

4) 電話: ( \_\_\_\_\_ ) 5) メール: \_\_\_\_\_

以上1)～5)の個人情報について学会HP(治療者リスト)上での開示を希望しますか?  
(開示希望の該当項目番号を○で囲む)

資格取得・更新後2年以上経過している場合、以下の記入に際し、学会HPの「認定臨床家および認定コンサルタントの資格更新手続き遅延措置」をよくご参照下さい。

日本EMDR学会認定「EMDR臨床家資格」遅延更新／回復申請要項

1) 現有する精神保健専門家資格証明について

- \* あなたの精神保健の専門家資格は: 臨床心理士／医師 (該当を○で囲む)
- \* 上記の専門家資格証明書のコピーを添付提出してください。

2) 12時間のEMDR継続研修の修了証明について

- \* 該当する継続研修の修了証のコピーを添付提出してください。

資格の遅延更新または回復に際しては、2年毎に日本EMDR学会認定(またはそれに準じる)のEMDR継続研修を12時間以上受講することが必須です。過去に学会資格の申請用に使用した時間数は再利用できません。「経過措置」および「延長経過措置」の対象者は、必要とされる時間数が不明の場合、事務局にお問い合わせください。

3) 更新料について

- \* 更新料: 日本EMDR学会員 15000円

この申請用紙に必要事項を記入し、日本EMDR学会事務局に送付のうえ、下記口座にお振込ください。上記は遅延申請料金が加算された金額です。

郵便局振替口座: 01760-4-38541 名義: 日本EMDR学会

または ゆうちょ銀行 708 普通: 1050648

《内訳として「認定資格更新料」と明記してください》

注: 更新の場合、現日本EMDR学会会員資格を2年間は継続している必要があります。

4) 日本EMDR学会会則の遵守について

あなたは、日本EMDR学会認定の資格保持者として、本学会会則を遵守しますか?

はい / いいえ (該当するものを○で囲む)

年 月 日

ご署名: \_\_\_\_\_

- \* 本状に記入の上、必要書類とともに下記にご郵送ください。

郵送先: 〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1 兵庫教育大学

発達心理臨床研究センター 市井研究室内 日本EMDR学会